

平成 2 1 年第 2 回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程

平成 2 1 年 5 月 2 9 日（金曜日） 午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名（ 2 名）
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 3 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 3 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 2 号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 3 5 号 訓子府小学校校舎耐震補強工事第 1 工区請負契約の締結について
- 第 8 議案第 3 6 号 訓子府小学校校舎耐震補強工事第 2 工区請負契約の締結について
- 第 9 議案第 3 7 号 地上デジタル放送テレビ中継局整備工事請負契約の締結について
- 第 1 0 報告第 6 号 専決処分の報告について

出席議員（9名）

1番	佐藤	静基	君	2番	河端	芳惠	君
3番	山本	朝英	君	4番	川村	進	君
5番	小林	一甫	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	西山	由美子	君
9番	上原	豊茂	君				

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一春	君
総務課	長	佐藤	明美	君
総務課	業務監	伊田	彰	君
企画財政課	長	山内	啓伸	君
企画財政課	業務監	森谷	清和	君
町民課	長	平塚	晴康	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
福祉保健課	業務監	八木	敏光	君
農林商工課	長	佐藤	正好	君
農林商工課	業務監	村口	鉄哉	君
建設課	長	林	秀貴	君
水道課	長	竹村	治実	君
教育	長	山田	日出夫	君
管理課	長	上野	敏夫	君
社会教育課	長	小野	良次	君
幼稚園・保育園	事務長	菅野	宏	君
社会教育課	業務監	元谷	隆人	君
教育委員	長	飯田	洋司	君
農業委員会	会長	谷本	茂樹	君
監査委員		山田	稔	君
農業委員会	事務局長	遠藤	琢磨	君
会計管理者		三好	寿一郎	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	森谷	勇	君
議会事務局	係長	小林	央	君

開会の宣言

議長（橋本憲治君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成21年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（橋本憲治君） 上原議会運営委員長から、本日の議会運営について報告をいただきます。

議会運営委員長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会からご報告申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成21年第2回臨時会の運営について協議いたしました。

本臨時会に、町長から提出されている議案が6件、報告が1件で議員から提出されている議案が1件あります。

本臨時会では、町長からの行政報告がありませんので、平成21年第2回臨時会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしました。

なお、本臨時会終了後、議員の皆さまにおかれましては、全員協議会を開催することになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

議長（橋本憲治君） ご苦労さまでした。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 本日の出欠を報告いたします。本日は全議員の出席でございます。

田古選挙管理委員会委員長から欠席の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長より諸般の報告をさせます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、諸般の報告をさせていただきます。

本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件であります。その他、報告が1件であります。また、議員から提出されております案件は、議案

が1件であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、1番、佐藤静基君、2番、河端芳恵君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

町長の挨拶

議長（橋本憲治君） ここで本臨時会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶をさせていただきます。

新年度に入りまして初めての議会ということで、前例になくちょっと違うお話も含めて最初にお話をさせていただきたいと思っております。

4月1日付で職員の大規模な異動をさせていただきました。もう既に1ヵ月を経過しましたが、議会事務局長に森谷勇君を任命させていただきましたし、さらには、水道課長と建設課長の兼務を離れたということで、いずれも今年度は、大変重要な年ということもございまして、専任化を図りました。そのことによって、この私どもの説明員の顔ぶれも大きく変わってきてございますので、今年度からまた引き続き私どもの職員に対するご指導をお願いしたいと思うところでございます。

さらに、5月の18日、19日にかけて、本来であれば行政報告をするべきところなのかもしれませんが、今年こそはという思いで、蒔きつけを向かえたところでございましたけれども、18、19日に強風災害が、私どもの町で発生をしました。現在、普及センター、農協、町の合同の調査の中では、てん菜で約36町。それから、玉ねぎで44町ほどが、およそトータルしますと軽微なものも含めて80町ほどの風害が起きました。もう既に直藩蒔きに替えている人や、あるいは一部でございまして違う作物に植え替えている人など様々な形であります。とりわけ玉ねぎ等につきましては、上のほうの葉っぱの枯れ等についても生産者の皆さんが状況を見守りながら、手厚く育成、成長を管理していき

たいということでございます。私どもも慎重に見守りながら秋の収穫を何とか迎えたいという思いでございます。

本日、第2回臨時町議会を招集申し上げたところ、全員のご出席をいただきまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

本臨時会開会にあたりまして、概要を申し述べさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

提案しています議案は、人事院勧告に基づく期末手当の一部凍結に関連しまして「職員の給与に関する条例の一部を改正」。

また、これに伴う「町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正」を提案させていただいております。

次に、地方税法の改正に伴いまして、町税の賦課及び徴収条文の改正と施行日の関連があることから、専決処分の報告をし、承認をいただくものでございます。

この専決処分を含めて、条例改正関連議案として3本の提案をさせていただいているところでございます。

次に、町が発注する請負工事について「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、予定価格が5,000万円以上の工事の契約に関して議決を求めるものでございます。

まず、訓子府小学校校舎の耐震補強工事につきましては、少しでも工期を早め、学校教育に影響のないようにという配慮の中で、第1工区と第2工区に分けて実施する請負工事。

そして、平成23年7月24日までに、完全移行となりますテレビの地上デジタル化対応として、柏丘にありますテレビ中継局整備工事の合わせて3本の工事について契約同意を提案させていただいているところでございます。

最後になりますが、専決処分の報告といたしまして、本年の2月20日農協駐車場からバックで出ようとした際に、後ろに停止しているホクレン飼料工場株式会社の公用車と接触した事故の示談が、このたび成立しましたので報告をさせていただくものでございます。

この事故報告の件につきましては、昨年の12月定例議会から連続していることから、対象となる職員などにつきましては、厳重に注意すると共に全職員に対して、交通安全の意識高揚を図るための研修会を実施するなど、今後におきましても、さらなる啓発に力を注いでまいりたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

以上、7件の案件の詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

議案第34号

議長（橋本憲治君） 日程第3、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書4ページでございます。

町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 議案第34号について、ご説明申し上げます。議案書の4ページをお開きください。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書の6ページ以降の専決処分書のとおりでございますが、社会・経済情勢等を踏まえた平成21年度税制改正により租税特別措置法、そして、地方税法等の一部改正に伴い町税条例を改正したものでございます。施行日が平成21年4月1日であることから急^{きゅうし}施を要したため専決処分を行ったものでございます。

なお、改正条文の中には施行日が平成21年4月1日以降のものもございまして、同じ条文の中での改正などもあり今回一括専決処分とさせていただいたものでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

なお、改正条文を6ページから12ページまでに記載してございますが、長文かつ複雑であるため、13ページ以降の「町税条例の一部を改正する条例の概要」により、主な改正点について、ご説明させていただきます。

なお、施行日につきましても、改正規定の主な内容の下段に記載していますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、13ページをお開き願います。

今回の改正は3条からとなっておりますが、まず第1条の改正であります。

項目1の第47条の2「公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収」であります。昨年度の地方税法等の改正に伴い、町税条例を改正し本年度10月から公的年金等から特別徴収を実施することになっております。この改正の中で、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、その所得に係る所得割額については年金所得に係る特別徴収税額に加算して徴収するということになっておりましたが、この規定を削除するものでございます。これによって公的年金から特別徴収できるものは公的年金等に係る所得のみということになります。

次に、項目2第56条、第58条の2の「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」であります。第56条では、医療関係者が設置する看護師、歯科衛生士、助産師、臨床検査技師等の養成所において教育の用に供する固定資産について、固定資産税を非課税とする法人等が拡大されたことにより、記載の医療関係法人等を追加するものでございます。

また、その下の第58条の2では、社会医療法人が医療法に基づき実施する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産について、固定資産税の非課税措置が創設されたため、非課税の規定を受けようとするものがすべき申告について、新たに規定を追加するものでございます。

次に、項目3第163条の「国民健康保険税の減額」であります。本年3月の第1回定例町議会において介護納付金課税額の限度額を9万円から10万円に改正しておりますが、国民健康保険税の減額にあたって、介護納付金課税額から均等割、平等割の軽減額を減額して得た額の限度額を課税限度額と同額の10万円に改正するものでございます。

次に、項目4附則第7条の3の2「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」であります。平成21年から平成25年までに新築等により居住の用に供した者で、住宅借入

金等がある場合で当該年分の所得税額を控除して、なお残額がある場合、翌年度分の個人の町民税から控除するものでございます。

なお、税率につきましては、当該年分の所得税の課税総所得金額等に100分の5、町民税100分の3、道民税100分の2、限度額97,500円でございます。

控除期間につきましては、平成22年度から平成35年度まででございますが、税額控除は居住の用に供してから10年となります。

次に、項目5附則第11条の2「土地の価格の特例」であります。固定資産税の課税上、著しく均衡を失すると認める場合、当該土地の修正価格で土地課税台帳等に登録できる年度を平成22年度または平成23年度に変更するものでございます。

次に、項目6附則第11条の3「鉄軌道用地の価格の特例」であります。平成19年度または平成20年度の特例措置であったことから、この規定を削除するものでございます。

次に、項目7附則第12条、第13条の「土地に対して課する固定資産税の特例」と項目8附則第15条の2「特別土地保有税の課税の特例」であります。平成21年度の評価替えに伴い、宅地等、農地に係る負担調整を引き続き継続することから特例年度を延長するものでございます。

次に、14ページであります。項目9個人の町民税の課税の特例であります。項目に記載しております附則第16条の3から附則第19条の8の1までの各所得でございますが、右側の現行規定の主な内容に所得の内容を記載してございますが、改正内容につきましては、読替え規定の改正と先ほどご説明しました住宅借入金等の特別控除の創設に伴う条の追加（附則第7条の3の2）でございます。これにつきましては、項目に記載してあります附則の各条すべてで改正をする。

さらに、附則第17条では、租税特別措置法の改正に伴い、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には長期譲渡所得から1,000万円控除することになったことから、この租税特別措置法の該当条項を追加するものでございます。

また、附則第19条の7の先物取引に係る雑所得に係る課税の特例でも租税特別措置法に譲渡所得が追加されたことにより、条項を追加し町民税においても課税の特例を行うものでございます。

次に、項目10附則第17条の2「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」であります。この特例に該当した場合の軽減を受ける適用期限を5年延長し平成26年度までとするものでございます。

次に、項目11附則第20条の2、附則第23条の2の「国民健康保険税の課税の特例」であります。附則第20条の2の上場株式等に係る配当所得については、その他の特例と同様に所得割の算定基礎に含める規定とし、附則第23条の2の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除がある場合は町民税の算定上控除することになっておりますが、国民健康保険税の算定上も、その適用後とする規定でございます。

次に、項目12附則第24条「先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」であります。項目9でご説明しました町民税の課税の特例同様、国民健康保険税の特例においても譲渡所得を追加するものでございます。

次に、第2条による改正でございますが、附則10条の2「新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」であります。附則第10条の2第2項から第7項までをそれぞれ一項目ずつ繰り下げし、新たに附則第10条の2として、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき平成22年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅に対して課されることになった年度から5年度分（中高層耐火建築物は7年）の固定資産に限り2分の1に減額されることとなったことから、減額の規定を受けようとする者がすべき申告について新たに規定をしたものでございます。

次に、第3条による改正であります。平成20年6月27日（条例第24号）で改正しました町税条例附則の改正でございます。

附則第2条の上場株式等の配当、譲渡益に係る課税の特例における軽減税率の改正と適用期限の延長でございます。

両所得とも特例期間が平成21年1月1日から平成22年12月31日まででありましたが、平成23年12月31日まで1年延長し、税率も配当所得では100万円以下と以上で、譲渡所得では500万円以下と以上で税率が異なっておりましたけども、一律100分の1.8と改正するものでございます。

また、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る課税の特例における軽減税率適用期限も平成21年1月1日から平成22年12月31日までを平成23年12月31日まで1年間延長するものでございます。

次に、地方税法等の改正に伴う対応条項番号のずれ、条項追加に伴う条文の整理等についてであります。これにつきましては、ご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

次に、附則をご説明いたしますので、議案書の11ページをお開きください。

附則であります。第1条は施行期日について規定しておりますが、施行日は概要に記載させていただきましたので説明は省略させていただきますが、1点だけ説明させていただきます。12ページの第5号の2条の上の(5)と書いてあるものでございますが、この第5項の施行日であります。農地法等の一部改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日となっております。これにつきましては、現在国会に提案中でありまして、この農地法等の一部を改正する法律の中に土地改良法の一部改正が含まれており、今回の町税条例の第54条第6項の改正が土地改良法の条項の改正となっておりますので、この法律が国会で可決され施行された日が、この改正の施行日となるということでございます。

また、法律番号についても現段階ではわかっておりませんので、ということで記載させていただいておりますので、国会で可決された後に示されるものでございますので、その時に法律番号がつくということになるかと思っております。

次に、第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置、第4条では国民健康保険税に関する経過措置となっております。

以上、議案第34号 町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分について、ご説明させていただきましたので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。若干質問させていただきますが、15ページの第3条の関係になります。この関係について、これにつきましては、平成20年の6月で改正。いわゆる何と言いますか、優遇税制のような形で提案されて、その時も若干質問させていただきましたのですが、似たような形での質問になるかと思いますが、まず1つは、この上場株式等の配当・譲渡益に係わることは、いわゆる特例で、このような形が出されています。これにつきましては、いわゆる町が独自につくったという条例ではなくて、このようなことでいわゆるその一連の流れの中で、この形を取らざるを得ないということも一方では理解できるわけであります。

しかし、1つには、やはりこの辺をどう見るかということもあえて必要ではないかというように思っております。その中で、この改正によって本町にどの程度の影響になるのか。どの程度試算されているのかということをもまず1点お伺いいたします。ということは、本来であれば、これは20%の税率でいくということになっているものが軽減されると。いわゆる上場株式を大量に所有している大資産家を優遇するというのかいわゆる金融取引で、既に、これは破綻されているというのか非常に問題となるということで見直されている中であっても、そういうものをあえてまた持ち出してきているところに、大きな問題があると思うのです。そういう優遇税制をすることによって、大変、財政的にも困難にもなっている道なり市町村にとっての影響というのは、無視するわけにはいかないだろうと思います。そのような意味から本町にどの程度の影響になるのかということをもまずお聞きしたいわけであります。その中身といいますか、一般的に言われていますのは、この関係でいきますとここで上がってくる税収の約4割が道に配分される。そして残り6割が各市町村に配分されるような仕組みになっているというようには承知しているのですが、その点から考えてみましても本町にとってどのような試算をされているのか。まず、お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） ご質問いただきましたが、現在、この特別徴収につきましては、賦課事務終わっておりますが、普通徴収については、現在、賦課中ということもございます。そういったことで、また細かい積算をさせていただきますので、まだ、その影響額も把握していないということでご理解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） もう1点。今と関連しますが、その第3条の関係です。15ページです。これまでの経過から見て、いろいろな積算をしていく中で、先ほど言いましたように、本来であればここに上がってくるいわゆる税が配分されるわけなのですが、先ほど言ったように道に4割、市町村で6割ということになりますとその積算を実績等々から勘案してみても、その税収が仮に道4割の場合でいけば約10億円。北海道が減収するという試算もされている。そして各関係市町村におきましては、この税の体系からいまして約6割が市町村に配分される仕組みのものでありますので、約15億程度が北海道の市町村に減額という形で影響が出るというようなことが、トータルで言われているわけでありませぬ。ぜひそのような面も致し方ないのだということだけではなく、そのとらえ方ということも本町にとってどうなのかということをやはり精査することも必要ではないかというように思います。この点について、いかがでしょうか。大きな影響がないということであれ

ば、そうであるのでありますが、やはりどこかでもう一度検討していただくということにはならないかどうか。よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） この改正につきましては、工藤議員さん冒頭言われたように、うち独自の条例改正ではないということもございまして、地方税法との改正。それから租税特別措置法、所得税法等の改正を受けて条例を提案しているということでございまして、町独自であれば検討することもできると思うのですが、今言いましたように、この町税条例が地方税法等に基づいて、それぞれ対応しているということもございまして、なかなか難しい部分はあると思いますので、ご理解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。今、町長から説明ありました交通安全いわゆる事故の関係でちょっとお聞きしたいと思います。違いました。すみません。

議長（橋本憲治君） 5番、小林一甫君。

5番（小林一甫君） 5番、小林です。14ページの第2条関係の中でお伺いさせていただきたいのですが、長期優良住宅の認定となっている「認定長期優良住宅」という名前が出ています。この中身的なことを教えていただきたい。優良住宅とはどのようなものなのか。それと認定はどこが行うのか。また、今まで認定があった場合、どの位の件数があったのか教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 長期優良住宅の関係でございまして、この法律につきましては、21年、今年の6月4日が施行日ということでございます。ですから、これからということになりますので、現在認定されている部分はございません。

それとこの法律によって認定を受ける場合、計画を立てて認定を受けるというのが要件になってございます。この長期優良住宅になるので、構造及び設備が長期使用に構造等が耐えられるものということになってございます。一定以上の住宅の性能、耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性、それから建てた後の維持保全に関する計画の作成とか、そのことがこの認定に基準になってございます。建築維持保全に関する計画の作成、そして認定ということになりますので、その認定を市町村または知事が行うということになってございます。この認定を受けた後も定期点検と必要な補修、交換等を行うということになっておりますので、そのことが長期に耐えられる住宅ということになってございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） この税等の条例について、どうも分かりにくいのは、国政の場で論議され、決定されたものが町で提案するわけです。そして我々が何か言って変えることができるものなのでしょうか。これが非常に難しく、この議案の提出としては、町長はどう考えているのですか。これは、ここでこうなります。町は、このように変えなければならない。税を徴収する時に、このようにしなければならぬので、承認をいただきたいという形なのか。それとも、この条文を考えていただきたいというのか。これがいつも提出

されているのが分からないのです。当然、国政の場で決まったことだから、我々の力ではどうにもならないことを我々が論議するものであるかどうか。これについては、町民課長、町長どうですか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 町税条例につきましては、先ほど言いました地方税法。それから、国の法律に基づいて改正する分。それから、国民健康保険税であれば、町独自の部分も含めて、この条例の中に網羅されているということになりますので、今回の部分については、地方税法の改正を受けて、ご審議をいただくということになってはいますが、内容によっては、町独自で先ほど言った国民健康保険税については、例えば限度額をどうするかというその改正は、町独自で決める部分もありますので、議会にお諮りをいただいているということでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これより議案第34号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第33号、議案第31号、議案第32号、議案第35号、議案第36号
議案第37号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第4、議案第33号、日程第5、議案第31号、日程第6、議案第32号、日程第7、議案第35号、日程第8、議案第36号、日程第9、議案第37号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

議案第33号、議案第31号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号まで順次説明をお願いいたします。

最初に議案第33号。ページ3ページでございます。

山本朝英君。

3番（山本朝英君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を行います。

議案書の3ページをお開きください。

議員提案であります議案第33号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたしたいと思います。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

本議案の提出者は所管の総務文教常任委員会でございます。お名前を申し上げますが、議員山本朝英、議員川村進、議員佐藤静基、議員河端芳恵、議員小林一甫の5名でございます。

ます。

本議案の提案理由につきましては、本年5月1日付けの人事院勧告に基づき、町議会議員の期末手当について、5月21日に全員協議会を開催し、いろいろな議論で闘われたわけですが、諸般の情勢等々も含め、さらにまた、菊池町長がいつも申し上げております「自立に向けての取り組み」というようなことを勘案しながら、この案件について議員自ら取り組むべきという結論を決定したところでございます。この協議の結果、最終的に6月支給の期末手当について、0.2ヵ月分を凍結するものとして決定した次第であります。

それでは、記以下について、説明をいたしたいと思えます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則の次に新たに1項を加えるものであります。

第2項、平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の195」とするものであります。

附則については、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第33号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第31号、32号。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 続きまして、議案第31号についてご説明いたします。

議案書、一番前の1ページになりますので、お開き願いたいと思えます。

議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましてご説明いたします。

ご存じのように、この件につきましては、今年の5月8日に出された人事院勧告に基づき条例改正を行うものでございます。また、今回対象となる6月期の期末手当につきましては、基準日が6月1日ということになってございますので、その前までに、条例改正を必要するということから、今議会に提案させていただいたというものでございます。

そして内容でございますが、平成21年6月分のみ期末・勤勉手当の一部について、暫定的に凍結するという内容でございます。附則によりまして、その率を改正するものという部分でございます。

その具体的な内容につきましては、条例第15条で定められております期末手当の基礎額に乗じる率、現行の100分の140から100分の125に、同じく第16条の勤勉手当、職員については勤勉手当がありますので100分の75を100分の70に、合計しますと先ほど議員の報酬についてと同じですが、100分の215が100分の195となり、差額で言いますと100分の20の凍結という形になると思えます。単純に申し

ますと6月期の期末・勤勉手当の基礎額にける率が0.2ヵ月分減るといように考えていただければ分りやすいと思ひます。

また、本町では該当はおりませんが、職員同様に再任用の職員につきましても、この条例によつて改正していくといことになりまますので、同じく率については、若干違ひますけれども期末手当、勤勉手当それぞれに100分の5ずつの合計で、100分の10、再任用については0.1ヵ月分とい意味ですが凍結する条例の改正でござひます。

附則につきましても、この条例の公布の日から施行するといこととでござひます。

以上、議案第31号の提案理由をご説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第32号、2ページ、裏のページになりまますが、それを説明したいと思ひます。

議案第32号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでござひます。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでござひます。

記以下について説明いたします。

この条例の一部改正につきましても、議案第31号、前段でご説明いたしましたように職員の6月期の期末手当の一部凍結と同じく、特別職の期末手当を一部凍結する。特別職につきましても、勤勉手当はござひませんので、期末手当1本といことになりまますが、期末手当について、平成21年度6月分のみ一部凍結する条例改正でござひます。

特別職におきましても、職員と違って先ほど言ひました勤勉手当がないといことから、この1本を、合計すると同じ率でござひますので、その整理をするといことになりまかと思ひます。

その内容につきましても、条例第3条の期末手当基礎額にける率が100分の215を100分195に、その差額で100分の20の凍結といものが先ほどご説明したものと同じでござひます。

附則でござひますが、この条例は同じく公布の日から施行するといものでござひます。

以上、議案第32号の提案理由をご説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上でござひます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） それでは、議案第35号をご説明申し上げますので、議案書の16ページをお開きください。

議案第35号 訓子府小学校校舎耐震補強工事第1工区請負契約の締結について説明を申し上げます。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

訓子府小学校校舎耐震補強工事につきましても、児童生徒の安全面や授業などへの支障を極力考慮し、早期完成を目指すために耐震補強工事を北側の低学年棟と南側の高学年棟の2つに分けて実施するものであります。

それでは、耐震補強工事第1工区について、記以下により説明させていただきます。

工事名は、訓子府小学校校舎耐震補強工事第1工区であります。

契約の相手方は、久島工業株式会社であります。

予定価格68,670,000円に対しまして、契約金額は66,255,000円で、うち消費税が3,155,000円となっております。

工事の概要は、校舎北側の低学年棟耐震補強工事一式で、耐震補強壁設置が11箇所、外付鋼管ブレース設置が5箇所となっております。

工期につきましては、平成21年10月30日までであります。

以上、訓子府小学校校舎耐震補強工事第1工区請負契約の締結について説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

議案第36号 訓子府小学校校舎耐震補強工事第2工区請負契約の締結について説明を申し上げます。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

耐震補強工事第2工区について、記以下により説明させていただきます。

工事名は、訓子府小学校校舎耐震補強工事第2工区であります。

契約の相手方は、丸建工業株式会社であります。

予定価格63,976,500円に対しまして、契約金額は61,950,000円で、うち消費税が2,950,000円となっております。

工事の概要は、校舎南側の高学年棟耐震補強工事一式で耐震補強壁設置が8箇所、外付鋼管ブレース設置が5箇所となっております。

工期につきましては、第1工区と同じように、平成21年10月30日までであります。

以上、訓子府小学校校舎耐震補強工事第2工区請負契約の締結について説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 18ページをお開き願います。

議案第37号について提案説明をさせていただきます。

議案第37号 地上デジタル放送テレビ中継局整備工事請負契約の締結についてでございます。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記、以下についてご説明いたします。

工事名は、地上デジタル放送テレビ中継局整備工事でございます。

契約の相手方は、株式会社三新、代表取締役社長乙村元夫でございます。

契約金額であります。予定価格51,828,000円に対しまして、契約金額は49,350,000円で、うち消費税が2,350,000円でございます。

工事の概要は、地上デジタル放送テレビ中継局に係る放送装置製作・据付工事、空中線設備製作・据付工事、電源設備改修工事、局舎設備改修工事でございます。

工期につきましては、平成21年12月25日まででございます。

以上、地上デジタル放送テレビ中継局整備工事請負契約の締結について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第33号、議案第31号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号までの各案に対する提案説明が終わりました。

ここで、午前10時35分まで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前 10時23分

再開 午前 10時35分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

これより、議案第33号、議案第31号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第33号の質疑を行います。議員提案でございますので。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第33号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の質疑を行います。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 議案第31号に関わりまして何点が質問させていただきます。少し気になる点もありますので質問します。

まず、この度この議案第31号で提案されています、中身なのですが、中身ということよりも、まず先に人事院の勧告についての関係で少しお聞きしたいと思います。

まず、人事院勧告については、本来であれば毎年5月から実施されます民間の方々の給与の実態調査等において、前年の8月からその年の7月までの1年間の実績を正確に把握いたしまして、官民格差を算出した中で8月に実施する。いわゆる勧告実施というのが本来ではなかったのかと思っております。今回につきましては、そのようなこれまでのルールから外れまして、4月に特別調査というものを実施しまして、このような運びになっているわけですが、なぜこのような特別な形での、いわゆる勧告になったのか。この点をど

うとらえているのかということをもまず1点お伺いいたします。

もう1点ですが、その特別調査の関係なのですけれども、これは4月に行っております。その特別調査の時点ではいわゆる民間において、いわゆるその手当の問題での妥結と申しますか交渉は既にしているところもあったとは思いますが、その中での妥結が済んだというのは、国のレベルで、全国的にみれば13%。そして北海道だけでみても若干高いのですが26%の企業が、企業というのか労使が妥結している。その程度の状況であったというように認識しているのでありますが、多くはまだ、いわゆる未確定な状況の中で、なぜ公務員が、この夏季手当の削減を民間に先駆けてマイナス査定、削減の勧告をしなければいけなかったのか。その点を伺いますか議論と申しますか、本町としての議論がされた経過があるのか。ということもお聞きしたいと思います。なぜ、そのようなことを質問するかといえば、やはり1つは今、政府自らが内需拡大という形で、非常に内需の拡大を喚起するという一方をとっていながら、そこに悪い影響というのか。どうもストップをかけるような勧告を急いでしなければいけないその理由とその辺の議論が、本町においてされていたのかどうか。あるいは地方いわゆる私たちの町の経済に与える影響等についても議論されたのかどうか。このまず2つについてお答えをいただきたいと思ます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） まず最初の人事院勧告の関係でございますが、人事院勧告の経過と申しますか発表に至るまでの中身というのは、工藤議員おっしゃるとおりで、例年、過去1年間と申しますか、例えば、今年でいくと8月以降に勧告されるのが本来の形になると思うのです。前年の8月から7月の1年間の調査をかけて、人事院勧告が普通は出すというような状況です。今回につきましては、先ほど工藤議員も言いましたように4月7日から24日までを特別調査という言葉使ったと思うのですが、特別調査を実施した。これは、全国で50人以上の規模の企業2,700社に対して実施した。普通の一般的に例年やっている人事院勧告の中とは、かなり調査の対象は限定されるというか少ないという、そのような状況の中で実施した。今回の提案説明の中でもお話ししましたが、凍結という言葉使ったと思うのですが、本来であれば人事院勧告で減額という言葉を使うのが普通なのですが、そして、今回附則で改正をしたという部分がございます。本来であれば、本則の中で改正することになります。何を意味するのかと言うと今の時点で本来の形の人事院勧告が秋以降に出ると思うのです。その段階で12月期についても、そういう可能性があるということを示唆されているのではないかと申しますように我々は感じております。とりあえず、不利益不遡及という言葉でございますが、12月期に6月分までさかのぼれるかどうかという部分が出てくると思うのです。もし本則での減額になればそれが今、経済の状況、社会の状況、このような状況、民間の状況から、なっているという部分があり、それを12月に一括で減額すると影響は大きいだろうと思ます。例えば、12月も0.2ヵ月になると0.4ヵ月分を落とすことになりまますので、それを12月に全部減額することになれば、大きいだろうということが若干懸念されているという部分があり、6月にとりあえずというような形で何となくそのようなイメージで我々は受けているところでございます。中身的に今回は、凍結ということで今回の提案の中では多分しなかったと思ます。補正予算もこれによって減額する額もありますけれども、補正予算についても提案

されていないのは、その予算が保留されているということでございます。12月に戻るとは思っていないんですが、そのような意味で補正予算を提案しないで凍結という言葉を使わせていただいた。そして、珍しく普通は、時限立法等で、いつから何年までと普通は出るのですが、21年の6月の期末手当のみという言い方されていますので、これも異例であるという部分で考えています。これにつきましては、全国的に2つ目の回答になるかと思いますが、今まで人事院の勧告というのは、要するに人事委員会というのがあるのは、都道府県、それと政令指定都市、それ以外はほとんど人事院勧告、委員会ではなくて人事院勧告に基づいて実施している。給料表も同様ですが、そのようなことを実施している。そして、従前から、うちの職員等の給料等につきましては、人事院勧告、国に準拠するというような言い方を100%ではありませんがしています。給料表も同じであるという部分がありますので、それが全国的にその部分が人事院勧告を出されたら、それに従わざるを得ないという意味ではないですが、それを根拠としているという部分で下げたというようになっていると考えております。一番最後の内需拡大につきましては前段に申し上げましたように、これは国の施策等で、我々が考えることではないという意味ではないのですが、先ほど言いましたように人事院勧告に基づいて、給料を改正していくという通例というのか今まで実施している手法ですので、それに基づいて実施しているということで、内需拡大の全国的に考える規模の中の検討というのは、町では考えてはおりません。ちなみに全国的にいきますと昨日だったと思いますが、全国調査がやっと公表になったのですが、今回の人事院勧告に基づいて実施する市町村でいきますと大体、率にして89.7%が実施し、約90%弱が全国で実施しています。都道府県単位で例えばいきますと少し細かいのは分かりませんが、岐阜県ですとか広島県ですとか、若干名、人事委員会を設置している県の中や政令指定都市もそうですが、実施をしないというところがございます。それ以外については、北海道もですが実施している。そして、その理由の多くについては、それ以上の削減をしている。もしくは、削減の方法が、期末手当の率にゆだねているといいますが、0.2ヵ月以上削減しているというのが主な理由です。道内の状況でいきますとたまたま支庁管内では分かるのですが、国が公表するということになっていませんので、全道でも全道の全体調査というのは総体としては分かるのですが、個々の網走管内、何だか管内というのは公表されておられませんし、教えていただけないのですが、調べた限りにおいては、後志が結構削減が大きく、給料手当等の削減が大きいため、町村でいけばちょっと数的には実施をしないという調査がございます。理由は、それ以上に実施しているというのが理由でございます。網走管内でいけば、大空町が1町だけ実施をしない。これは、本町の場合は職員の給料4%の削減、皆さんご存じのとおり実施しているのですが、大空町の場合は期末手当を、ちょっと率まで確認しなかったのですが0.2ヵ月以上しているということが理由でございます。大空町だけが、網走管内では足並みそろわなかったという状況です。全道でいきますと大体その後志の例とかほかの町村もあるのですが、大体70%以上か72%弱が今回の勧告に従って実施している。そして、実施しない後志についても、実施しない町村につきましては、組合等の協議の中では、今回はしないけれども12月期にその分を合わせてするというようなことも示唆しながら組合の交渉をやったという町村もあると聞いております。そのような状況です。全体的にご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 前段の今のお答えで前段の質問については理解できたところですが、大事なところでいけば本町にとってどうなのかと言えば、先ほど今、課長のほうからもお話にありましたように、職員の方々に対しては、既に4%のカットをしていただいているという経過にあります。その中であって、今回のこのような勧告どおりの中でいきますとこのようなことはないのかもしれませんが、1つは、やはり働く意欲というか士気の問題です。それが回りまわって、町政運営に跳ね返ることのないようなことはどうなのかということが、やはりそう大きくはないのですが、やはり人間ですから、いろいろと心配の点も無きにしもあらずというところを実質感じているところであります。そのような面で1つどうなのかということともう1つ組合との合意といいますか、了解等のいわゆる妥結というのか、了解されて進んできているのかどうかも含めて、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 後段の部分と前段の部分の意欲の関係は、相対的な話しでありますので、町長のほうから答えていただきますが、組合との交渉の関係ですけれども、先ほど言いましたように、今回、1ヵ月もなかったということで、普通は人勤から条例改正まで結構何ヵ月か一般的にはあるのですが、今回はなかったということで、本来であれば人事院勧告が出て、即、組合交渉ということにはなりません。少なくとも閣議決定、もしくは法案がとおってからというのが、正式な形になります。今回は、この議会で5月中にやらなければならないということがございまして、組合には人事院勧告の段階で提案と言いますかお話をしました。向こうも急いでいるのを知っていましたので、即回答があり、少なくとも先ほどから言いますように国に準拠している部分ありますし、社会情勢というのか、今の状況からみたら仕方ないだろうということで、妥結させていただいた。妥結については、協議をしているということで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 人事院制度につきましては、もう議員ご存じのとおり、戦後一貫して、労働者のストライキの認めない代わりに民間の給料ベースや状況を適切に把握しながら人事院が勧告し、それに基づいて各自治体は受けてどのように判断する。さらに一方では、国家公務員の給料所得を100として、ラスパイレス指数を示しながら、道内における各市町村あるいは全国的の市町村の均質的な今の給料所得水準を1つのスケールとしてみる。

また、飛び跳ねているものについては、良い悪いは別にしましても都道府県等の指導を受けながら一定の理解と国民的な理解を得るといのが流れのようでございますし、また、一方では公務員のストライキを認めるべきではないのかということもあります。人事院勧告制度を考え直すべきだという状況もありますが現時点では、総務課長が申した状況に従って、私どもは肅々と労働組合である町職員組合と誠意をもって話し合いをしながら、ご同意をいただいている。このことによって、私どもの職員が士気に影響するという事は、私はないというように信じてございます。むしろ、民間の大変厳しい状況の中で、この点については、0.2を喜んでいる人は私も含めていませんが、このような状況を受け止めながら、公務員労働者として、肅々と妥結をしたというのが本当のところではないかと思

いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 佐藤です。この今回の0.2ヵ月のカットですが、総額でどれ位になるのか教えて欲しいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今、議案第31号になりますが、全体的に議員の方、それから特別職の方、全員合わせて報告させていただきたいと思います。金額的に申しますと大体750万円位です。750万円位の影響額です。そして、平均の給与といいますが、それを割り返すと大体の金額で1人当たり6万6,000円程度になります。給料の高い安いはありますが、平均すると6万6,000円程度です。それが全体に占める比率でいくと約9.2%減ということでございます。人数が特別職2人、一般職86人、企業、消防と議員入れて114名で割った数字でございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号の質疑を行います。議案書16ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論でございます。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

3番(山本朝英君) 3番、山本です。この小学校の耐震の関係なのですが、多分、今までの経過や常識的に考えると夏休み期間中に工事をするのかどうか。耐震の外壁であればいつでもできるのかもしれないのですが、第1工区、第2工区含めて、そのような計画を立てているのかをお伺いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(林 秀貴君) 小学校の耐震工事の工程の関係のご質問いただきました。行程につきましては大きく分けまして、前期工事、後期工事という形で、主に、前期工事につきましては、1工区も2工区も同じなのですが、前期工事については、1階部分と2階の音楽室、家庭科室。これは音楽室、家庭科室につきましては、学芸会や収穫祭などの関係もございますので、それを前期部分の工事にあてている。後期につきましては、1階部分が完成しますので、2階部分と1階部分の生徒玄関を実施するというので、その間に夏休み期間へ入ります。特に、工事の概要で申し上げます外部鋼管ブレース工事というのは、窓というのか、外部にラーメン構造という構造的には一番強い構造でございますが、その梁と柱を組みまして、壁へ先に穴を開けまして、アンカーをもむことになりまして、それを打ち込む時に、相当な騒音がある程度予想されますので、そのような外付けの鋼管ブレース工事を夏休み期間中に実施することを今、予定しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長(橋本憲治君) 3番、山本朝英君。

3番(山本朝英君) 契約書にあったかわかりませんが、完了はいつ頃を予定していますか。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(林 秀貴君) 説明の中で申し上げましたが、工期につきましては、1工区、2工区共に、本年の10月30日までを予定しております。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君。

4番（川村 進君） 川村です。3月の説明の時に耐震補強工事は、1億6,300万円という記憶だったのですが、大幅に安くなっていますので、何か工事を外したのですか。それとも、私が高い安いとよく言っているのに、安くしていただいたのか。また、検討をしっかりといただいたのか。確か1億6,300万円の工事をするという説明だったと思うのですか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 当初予算の工事費としましては、1億4,318万8,000円を予算の議決を得ております。それで今回、実施設計をやりますと1工区と2工区の説明で申し上げましたように、予定価格が、1億3,264万6,500円ということで、予算より1,050万円程度減額になっています。この理由につきましては、当初予算は、耐震診断をした時の概算の金額を予算計上させていただいておりますので、實際上、実施設計をすると先ほど説明した鋼管ブレースの数が減ったことや、鋼管の値段がその時より安くなっているなどの事情によって、減額になっているということで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

5番、小林一甫君。

5番（小林一甫君） 5番、小林です。確認でお伺いしたいのですが、前般の議員協議会の中で事業費が、ほとんどかからないで済むというようなことのご説明があったわけがありますので、その中身につきましては変わりないのか。

また、変化があればお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） この中継局を整備してからの経費でございますが、これは従来、保守点検料等を町のほうで負担しておりますので、内容的には変わっておりません。ただ、電気代が多少、デジタルの部分とアナログの部分でとりあえず23年まではいきまないので、その分の電気代は上がるということで、町の負担が増えるということになります。

アナログが終了した時点で、多少電気料が下がるというようなことをごさいます、内容的には大きな町の負担はないということをごさいます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 事業費と工事費を聞き間違いました。すいません。

工事費につきまの財源は、2分の1が国庫補助でございまして、これは予算もそのようにみてございまして。残りの補助残が過疎債ということをごさいます。そして、過疎債で充当した分を交付税で70%交付されますので、その残りの30%については、放送事業者のほうからいただくということになろうかと思ひます。この分については、今までの考え方と変わってないということをごさいます。

議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 佐藤です。今の財源の件について、これも予算の中では、今、課長の説明と全く同じ内容ですが、過疎債の残りの30%は民間が出すようになっているのは、決まっているのですか。町の負担は、なしということをごさいますか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） この事業を実施する時に、町のほうでということ、当初は要請があり、町のほうでやれば補助金をいただける。それから過疎債を使えるということをごさいます、そのようなことから、町が事業主体ということごさいますけれども、本来的に、放送事業者ということになると思ひます。先ほど言ひましたようなこと、町が事業主体になってございまして。そして、町が事業主体で町の負担する部分については、放送事業者が負担をするということごさいますので、例えば今30%分のお話をしましたが、過疎債を借りる場合は、10万円単位になりますから、そこで端数が出る部分も事業者が負担をするということになってございまして、これは本町だけではなく、ほかの町村も同じような形で、この事業を実施しているということごさいます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございせんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 上原です。今、民放からの負担によって、実質、町の持ち出しがないというお話でした。この民放の負担の方法ですが、例えば一括で負担分を町に現金を提供するの。その過程はどのようになっているのか説明願ひたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 正式な協定というのは、工事が済み、額が確定してからということになるかと思ひますが、これは先ほど言ひましたほかの町村もそうですけれども、今、放送事業者のほうからお話がある部分については、先ほどの過疎債の30%分については、5年間で償還するということ。しかし、過疎債は3年据え置きの実質9年で償還しますが、それを5年間で償還をしたいということごさいます。そういうことごさいます進める形になるかと思ひます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございせんか。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 今は、民放とそれからNHKの2本立てで中継局があると思ひますが、今のお話の中で民放という話は出ていましたが、NHKも含めてということごさいますよるしいのですか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 今、町でやる分については、これは民放の4社の分ということです。NHKについては、NHKが独自に、この中継局を建てるということで、既に5月の末から工事を着工するというごさいます、NHKの分については、独自でやるということを進めております。ですからその分については、町のほうとの関わりは一切ありません。

しかし、土地は今の場所ですから、その分では、町の土地ですけれども、形式的には出てこないということごさいます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ごさいませんか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 4番、川村です。このデジタル放送については、去年の9月に河端議員が質問した時には、総務課が答弁し、今度は町民課が答弁しています。このことの業務分掌が変わったのですか。これは混乱しますよ。そして、総務課、町民課のどちらがやるにしてもいいですけれども、町の負担は論外であり、これは一切の金を町から出さなくてもいいのではないのですか。一時、建て替えの形ですか。町からは、確か手出しがあり、そのような中継局を建てるというものではなかったのではないのですか。このことはどうですか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） あまり記憶ないのですけれども、前回確か私が何かを答えた記憶あるのですけれども、それを総務課で答えるか町民課で答えるかというので、確か河端議員のほうの質問ではストレートなその話の質問でなく、何かの話の続きといいいますか、その関係で出てきたと思います。調べてないので分かりませんが、工事の実施とかその部分につきましては、今、町民課のほうでやっていたということご理解していただきたいと思います。ただ、前に答えたのは、このデジタルの細かい話だったかどうかはわかりませんが、あの時にはどのような状況だったかわからない部分もあったということもあり、そのついでに話をささていただいたような気がしてごさいますけれども、今は町民課ということご理解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 後段の部分の質問の、町負担ごさいます、先ほども申しましたように、町の維持費の部分では、従来から町が負担ごさいますけれども、今回の工事に係わっては、資金繰りの関係というのか町が事業主体ですから、工事費を払うということは、一時、過疎債を借りるまでの間の資金繰りの関係などいろいろあるとは思いますが、町の手出しは一応ないということになり、工事の部分についてはです。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ごさいませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようごさいますので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ごさいますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようごさいますので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第37号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第6号

議長(橋本憲治君) 日程第10、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書19ページでございます。

議会事務局長(森谷 勇君) それでは、専決処分書を朗読させていただきます。議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

報告第6号 専決処分の報告について。

平成21年5月18日、訓子府町長から専決処分について、次のとおり報告があった。

平成21年5月29日提出、訓子府町議会議長 橋本憲治。

記、別紙。

次のページ、20ページでございます。

平成21年5月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

訓子府町長 菊池一春

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告します。

記、別紙。

次のページ、21ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成21年5月18日

訓子府町長 菊池一春

損害賠償額の決定及び和解について

1. 事故発生日時、平成21年2月21日(金)午前9時15分頃。
2. 事故発生場所、訓子府町仲町25番地。
3. 相手方(物損) 訓子府町字駒里44番地2、ホクレンくみあい飼料(株)北見工場。
(人身) 訓子府町栄町143番地、山口真澄。
4. 事故の概要、上記の日時・場所において、町職員が公務にて公用車を運転中、きたみらい農協訓子府支所駐車場から後進して町道西2丁目線に出ようとした際、同駐車場に進入するため一時停止していた相手方車両に衝突し、相手方車両の左前方部分を破損及び運転者に怪我をさせる被害を与えたものです。
5. 損害賠償額、この事故に対し、物損事故に対する損害賠償の額を296,144円、

人身事故に対する損害賠償の額を133,593円と定め、和解する。
以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で報告を終わります。

訂正をしたいと思います。

議会事務局長（森谷 勇君） 事故発生日を訂正させていただきます。

1．事故発生日時、平成21年2月20日であります。

申し訳ありませんでした。

議長（橋本憲治君） 報告終わりましたけれども、ご質問があれば暫時休憩して質問を受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

なければ報告で終わります。

あくまでも報告で終わる予定です。質問があれば暫時休憩して質問を受けます。

それでは、専決処分の報告において、質疑があるようでございますので、暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前 11時15分

再開 午前 11時21分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

閉会の宣言

議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時22分

以上、平成 2 1 年第 2 回臨時町議会の会議録は森谷事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員